

福祉教育委員会会議録

令和5年12月5日（火）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

〔午前9時58分 開会〕

○加藤副委員長 本日は、御多忙のところ、御参集いただきましてありがとうございます。それでは、委員長、開会をお願いいたします。

○佐原委員長 改めまして、おはようございます。今日は一段と本当に冬らしい日になりまして、12月議会が本当に師走の議会ということで実感がわいてまいりました。

本日は、請願の審査ということで、委員会付託の審査を皆さんでしてまいりたいと思います。それでは、よろしくをお願いいたします。

着座で失礼いたします。

それでは、所定の定足数に達しておりますので、ただいまから福祉教育委員会を開会いたします。

本日の傍聴の申出がありました方が3名おられまして、現在は、今、竹内議員のみですが、若干遅れまして、神谷議員、福永議員の傍聴となると予定しております。

本日、一般の傍聴の方はいらしていません。

本日、本委員会に付託されました案件は、既に配付されております請願文書表のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

ただいまから請願の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。

質疑は、一問一答とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思います。

なお、会議録作成のため、マイクのスイッチを入れ忘れのないようお願いいたします。

では、請願の審査に入らせていただきます。

請願第1号、パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情勢開示を国に求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第1号については、審査の必要から紹介議員の説明をいただきたいと思います。これに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○佐原委員長 ありがとうございます。全員挙手であります。

よって、紹介議員から説明を聞くことに決定しました。

紹介議員として請願第1号の内容について、山本晃子議員、趣旨説明をお願いいたします。

なお、山本議員から参考資料の配付を求められましたので、これを許可しております。資料はあらかじめ配付させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

では、お願いいたします。山本議員。

○山本紹介議員 本日は、貴重なお時間いただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

着座にて失礼いたします。

では、皆様のお手元に資料が配付されているかと思っておりますので、そちらのまずパワーポイントのほうを御覧いただければと思います。

まず、2ページ目です。パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める請願でございます。

内容は、議場で上程されておりますので割愛させていただきますが、今回の3ページ目にありますが、1行目です。「加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害となり、基本的人権及び国民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念される。」というところが争点とさせていただきます。

請願の項目といたしまして、1、現在、WHO総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を、分かりやすく国民に周知していただきたいということです。

2つ目、議員、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続を早急に開始してほしいという請願内容でござい

ます。

この趣旨としましては、4ページ目に移ります。法的拘束力を持たせる国際条約として議論されている点にもかかわらず、私たち一般国民に全く知らされておらず、国会議員でさえほとんど知らないという状況にあります。一日も早く議員、有識者、国民に状況を知らせていただき、意見を聴取する機会を設けてほしいというのは民主国家として当たり前の要望と考えております。

では、5ページ目です。

現在、WHOのホームページから引用したものでございますが、5ページ目を拡大したものが6ページ目です。2022年の今から1年ほど前になりますが、WHO加盟国は2023年初めに、法的拘束力のあるパンデミック協定のゼロ草案を作成することで合意。これは非常に大きなことだと思いますが、報道等で一切なされていない状況であります。続いて、7ページ目です。

こちらは国際保健規則、(通称) IHRの改定に関してです。こちらも出典はWHOのホームページより引用させていただいております。こちらちょっと非常に小さいんですが、法的拘束力を持つというのが4段目に記載されております。

続いて、8ページです。

こちらは外務省のホームページより引用させていただいております。右上を見ていただきますと令和5年10月10日となっていることがお分かりいただけると思います。この外務省の発表が1年以上前に決められたことであるにも関わらず、10月10日に発表されたという状況であります。

9ページ目に書かせていただいておりますが、繰返しになりますが、このパンデミック条約は法的拘束力があるのにも関わらず、いまだ原案の日本語訳もない状態であります。

10ページ目に移ります。

パンデミックの予防、備え及び対応に関するWHOの新たな法的文書の作成経緯がこちらに書かれております。これは、令和5年9月に出された外務省国際保健戦略官室が発表しているものでございます。2020年11月、G20リヤド・サミットで初めて言及され、2021年1月には法的拘束力を伴う条約作成を提案されております。

次、11ページ目に行かせていただきます。

11ページ目のこの表ですが、これまでの経緯と今後の見通しについて書かれております。上段がWHOの動き、中段がいわゆるパンデミック条約の流れです。一番下がIHRの改正についてでございます。2021年12月以前からこの法案について話し合いがされておりますが、日本の場合は、一切に近い形で報道されておらず、今、2023年12月ですので、パンデミック条約については第7回の政府間交渉会議までが進んでいる状況です。IHR改正に関しても、第6回作業部会が進行している状況であります。

続いて、12ページ目に移ります。

2024年、来年の5月、第77回WHO総会で国際保健規則の改正、これは単純多数決で可決し、12月後に発行という形になります。パンデミック条約に関しては、同じく2024年5月、WHO総会で3分の2、多数決で可決しますと18カ月以内に各国で批准される状況になっておりますので、非常に時間がない状況になっております。

続いて、13ページ目の国際保健規則(IHR)の修正案についての懸念点でございます。

1つ目、勧告に対する強制力が変化されます。恒久的、一時的な勧告から「拘束力のない助言」の「拘束力のない」という部分が削除されております。

2つ目が、目的や適用範囲の拡大、こちらは「公衆衛生」が「公衆衛生に影響を及ぼす可能性のある全てのリスク」ということで、かなり広範囲に指定が変更になっております。「防御、管理」が「防御、準備、管理」に変更となっております。

3つ目、原則の変更です。第3条から「個人の尊厳、人権、基本的自由を十分尊重して」が削除されております。

4番目、発展途上国への支援が増強されております。発展途上国の締約国に関する資金、健康医療技術、専門技能の支援を義務化されております。

5つ目、緊急事態判断権限の変化です。緊急事態の判断は、締約国の合意なくして、事務局長判断で発出が可能とされております。

6番目、個人の健康情報のデジタル化推進。ワクチン接種履歴等、健康に関する書類のデジタル化を推進、管理が強化されます。こちらは、いわゆるワクチンパスポートに移行する可能性があるというものです。

では、今申し上げました変更点が次の14ページ以降に和訳と英文と記載させていただいております。

14ページ目ですと、先ほど申し上げました「拘束力がない」を削除し、「助言」から「法的拘束力があるもの」へ変更されております。英文ですと1段目です。ノンバインディングというものが削除されているのがお分かりいただけます。

15ページ目です。第3条、「個人の尊厳、人権、基本的自由を十分尊重して」を削除されております。

16ページ目が、WHOが先進締約国にパンデミック対応製品を指示どおりに供給するようなど権限が強化されております。こちらは新設です。

17ページ目、第12条、緊急事態宣言を発出する事務局長の権限の強化であります。こちらが第2項の3行目、協議することを求めなければならないことを求めるということが削除されております。

その下に行きまして、「緊急事態に該当すると判断したと締約国がその判断について合意している場合、事務局長は第49条に制定された手順に従い、全ての締約国に通知し」という部分の「締約国がその判断について合意している」という部分が削除されております。第48条以降も削除されておりますので、一番下の「48時間以内に意見が一致しなければ、第49条に制定された手順で判断がなされるものとする」などということも全て削除となっております。

18ページ目が今のは和訳に対する英文でございます。

19ページ目です。

WHOの財政の構成の表でございます。こちら重大出資者の表となっております。WHOは、国連の一機関でありながら、国連の予算だけで運営しているのではなく、ビル・アンド・メリнда・ゲイツ財団ですとか、GAVIアライアンス、大手製薬会社などの寄附から成り立っております。GAVIアライアンスの主な活動は、予防接種のための資金調達、ワクチン支給、ワクチン市場の形成、予防接種を支える保健システムの強化となっております。つまり、WHOは、製薬会社、ワクチンを推奨する機関など強力なスポンサーに支えられているわけとなります。これらが意味するところは、例えばスポンサーの意向を酌んだ報道しかできないテレビ番組のようなものと言えるかと思えます。

20ページ、21ページ、寄附の表となっております。21ページ目からもビル・アンド・メリнда・ゲイツ財団からのWHOの寄附の多さがお分かりいただけるかと思えます。

22ページ目です。

ほとんど先ほど国会議員も知らされていないということを申し上げましたが、令和5年11月15日、超党派WCH議員連盟、これは仮称でございますが、設立総会が開催されました。共同代表として自民党の平沢勝栄衆議院議員、立憲民主党の原口一博衆議院議員、幹事長として立憲民主党の松木謙衆議院議員、事務局長として参政党の神谷宗幣参議院議員、これらのメンバーで総会が行われました。写真を見ていただいておりますように、議員の方々も非常に多くいらっちゃって、入れない方は廊下にまでいらっちゃったと聞いております。私は、ウェブの参加でしたので現地ではないんですが、そのときに報道陣もかなりいらっちゃいましたが、残念ながら報道がされることは私の知る限りはありませんでした。これが日本の現状でございます。

WCHという名前が付いておりますが、仮称ではありますが、このWCHというのはもともとテス・ローリー博士というWHOの外部コンサルタントとして働いていた方が設立した機関でございます。テス・ローリー博士は、WHOが展開する新型コロナ戦略が科学的エビデンスに基づくものではなく、むしろ巨大な製薬会社の利益のために人々

の健康や自由、主権が侵されていることを危険視し、2021年9月に非営利団体「ワールドカウンシル・フォー・ヘルス（WCH）」立ち上げた経緯がございます。その超党派の議連でございます。それが立ち上げられたのが先月のようやく15日でございます。

では、続いて、23ページです。

各国の状況について少しお話させていただきたいと思います。この写真は、スウェーデンでWHOから脱退を求めるデモがなされたときの写真となります。こちらには資料としてはございませんが、イギリスでは15万6,000人の署名が集まったことがきっかけとなって議会で議論が始まっております。アメリカでは大統領選候補の候補者の1人でありますロバート・ケネディ・ジュニアやロン・ジョンソン議員、元トランプ大統領など多くの方々によって議論が交わされている状況です。スロバキアは、WHOとはいかなる国際パンデミック協定も締結しないと首相が発言しております。エストニアでは、パンデミック条約と国際保健規則の改正を拒否するとWHOに通告をしている状況です。フィリピンもWHOに国際保健規則の改正を全面的に拒否すると通告を出しております。各国はこういった状況ですが、日本では報道もされていない状況ということで、冒頭に申し上げましたように、パンデミック条約と国際保健規則（IHR）改正法案は法的拘束力を持たせる国際条約として議論されております。締結国の国民の主権、権利や生活に大きく関わる可能性がありまして、主権者は国民であるという主権在民の大原則が侵されるような事態を招く危険性が考えられます。にもかかわらず、一般の国民はもちろん、国会議員でさえ余り知らないという状況にあります。国会で議論がなされないのは非常に不可解でありまして、周知する必要があると考えております。そして、議員、有識者、国民に状況を知らせ、意見を聴取する機会を設けてほしい。これは民主国家として当然の要望だと考えておりますので、何とぞどうぞ御審議のほどよろしく願いいたします。

すみません。こちらの質問主意書を資料として提出させていただいておりますが、これは原口衆議院議員が質問主意書として出されたものです。内容を見ていただくとお分かりいただけると思うんですが、ほとんどちょっと言葉は悪いですが、回答になっていない状況。

〔発言する者あり〕

○山本紹介議員 質問主意書とあと回答も出ております。

例えば、原口議員の改正草案や事務局案に示された内容は、「改訂後のIHRやパンデミック条約の内容とほぼ変わらないものなのか。それとも、今後の政府間協議により大きく変更される可能性を含むものなのか、政府見解を示されたい。」という問いに対して、「御指摘の国際保健規則の改正及びパンデミック条約の作成については、現在交渉中であり、お尋ねについて予断を持ってお答えすることは差し控えたい。」という回答です。

4番についても「予断を持ってお答えすることは差し控えたい。」、5番についても「予断を持ってお答えすることは差し控えたい。」という内容です。

最後の7番に関して、原口議員の質問として、「一般のIHR改正やパンデミック条約については、SNS等において様々な指摘があることを政府は把握しているか。誤った情報に国民が惑わせることのないよう、政府は適時適切に情報を公表すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。」という回答に対して、「御指摘の国際保健規則の改正及びパンデミック条約の作成については、様々な意見があると承知している。政府としては、御指摘の国際保健規則の改正及びパンデミック条約の作成に関する正確な情報について、外務省及び厚生労働省のホームページへの掲載等を通じて国民に対して適時に情報提供を行ってきており、引き続きこうした取組を進めていく。」と回答されております。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、どのホームページを見ましても国民に対して適時に情報提供をされているという状況ではないと考えております。

以上のことから、今回、請願を出させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○佐原委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの趣旨説明に対し質疑のある方はございませんか。

三上委員。

○三上委員 最後に御説明をしてくださいました質問主意書に対する回答のところ、何か所か「お尋ねについて予断を持ってお答えすることは差し控えたい」という、予断を持ってお答えするという意味がよく分からないんですけど、どういう意味ですか、これは。

○佐原委員長 これは岸田さんの答弁なので、山本議員、どうですか。

○山本紹介議員 確かにこの文言は本当によく質問主意書の回答として使われております。はっきりした回答がないときによく使われている文言だと理解しています。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 簡単に言うと交渉中だから答えたくないということをお尋ねについて予断を持ってお答えすることは差し控えたいというふうに、要するに答えたくないということをこういう表現にしてるってただけですか。

○佐原委員長 これは、山本議員は資料としては示されましたけれども、参政党が出した文書ではなくて、あくまでも岸田さんの答弁書ですね。岸田総理が額賀さんにこうやって渡しといてねって言って提出された答弁書ですから、それは山本議員にお聞きしても、今、慣例としてよくあるこういう文言を国会では使われてますねということまでかと思いますが。

先ほども御意見が出ましたけれども、字から察することかと思えますけれどもね。

ほかにはございませんか。

菅沼委員。

○菅沼委員 よろしくお願ひします。

まだ何も明確になっていない現時点において、国家主権とか基本的人権の侵害、それから国民の生活への影響など真剣に訴えることが参政党さん自身に何かのこだわりを感じるんですが、その辺について何か御説明いただければ、可能であれば、よろしくお願ひします。

○佐原委員長 山本議員。

○山本紹介議員 参政党としましては、コロナ禍の3年間、経済が止まったりですとかワクチンが努力義務という形ではありましたが、半ば強制されるようなことも各地で起きております。それに対して、ワクチンの被害でしたり、経済的に立ち行かなくなったりということが多くあったかと思えます。このパンデミック条約、そしてIHRが可決されてしまいますと、それよりさらに強制力を持った形で、この3年間で起きたこと以上のことが十分に考えられると思っております。その懸念に対して、5月に採択されるこの条約改正案に対しまして、国民が何も知らない状況で進められているということに非常に危機感を感じている次第です。お答えになってますか。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 参政党さんの考え方というのは分かりました。

もう一つ聞きたいのは、今御説明いただいたね何条から何条までと、これいわゆるゼロ草案の内容ということでよろしいですかね、これ。こういうところを改正するだとか、こういう文言がなくなるだとかという説明、ずっと説明してくれたじゃないですか。ゼロ草案の内容についてということですか。新しい条文としてここに決まったということはないですよ。

○佐原委員長 山本議員。

○山本紹介議員 違います。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 違いますね。ですから、ゼロ草案というものがこういうことですよということだと思いうんですけど、そうでしょうか。確認します。

○佐原委員長 山本議員。

○山本紹介議員 だと思えます。確かに、内容がころころ変わっているの、そういったことと理解しています。

○佐原委員長 それ以外どうですか、質疑、三上委員。

○三上委員 今、説明に、10月10日の時点では日本語訳もないとなってますけど、今はもう12月ですよ。いまだに日本語訳はどこにも出てないんですか。

○佐原委員長 山本議員。

○山本紹介議員 出てないはずですよ。参政党が仮訳として出していたり、個々で出していますが、国として正式なものが出ておりません。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 もう一つ、各国の動きとして、スウェーデン、イギリス、アメリカ、スロバキア、エストニア、フィリピンという情報が今伝えられたんですけど、僕、新聞でこういう話をほとんど見てないんですけど、日本ではこういう報道がほとんどされてないということでしょうか。

○佐原委員長 山本議員。

○山本紹介議員 はい、そのとおりでございます。そのため、国会議員の方もほとんど御存じない状況でして、11月15日に原口議員によって呼びかけられた総会で初めて知ったという方が非常に多かったと聞いております。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 そしたら、WCHの超党派議連、これに自民党も立憲民主党も参政党もここに参加してるわけですよ。この人たちから情報をもっといっぱいなぜ出ないんでしょう。

○佐原委員長 山本議員。

○山本紹介議員 情報が出ない。参政党の神谷と立憲民主の原口議員のことしかちょっと私は情報として持ち合わせておりませんが、個別には発信はしておりますし、少し検索していただければ、SNS上には非常にこのことは一般国民が危機感を持って情報発信をしている状況ですが、マスコミ等もこの議連の総会自体にも参加されておりましたが、残念ながら報道されていないという状況です。今、日本の報道自由度ランキングというのが68位という話もありますので、そういった事情ではないかと思っております。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 もう一つ関連で、実は、立憲民主党からの正式な文書には全く出てこないんですよ。県連からも立憲民主党員からは流れてこないんですよ。僕も、SNSでこれを見ることによって、こういう会合が開かれて、こんなことをしゃべってるというのは見てはいるんですけど、党からは、立憲民主党、全く流れてこないんだよね。なぜかということを参政党の方に聞いてもしようがないのかもしれないんだけど、でも、事務総長が神谷さんですよ、参政党、事務総長として、この議連から何かもっと出したほうがいいというふうを感じるんですが、その辺はいかがでしょう。

○佐原委員長 山本議員。

○山本紹介議員 申し訳ありません。神谷でないの、ちょっと分からないんですが、WHOの議員連盟自体、やはりいろんなしがらみ等ありまして、立ち上げるのがなかなか大変だったようです。

○佐原委員長 ほかの質疑。

加藤委員。

○加藤副委員長 パンデミックってね、感染症とか伝染病の世界的な流行だということで、今回のコロナ騒ぎで経験したんですけど、日本というのは割合、中国とか強制的に都市封鎖とかやるわけじゃなくて、日本でも今回のコロナで7割ぐらいの人は予防接種したけど、3割の人はしてないとか自由なんですよ、割合。WHOとか国が方針を出しても、ほとんど強制力なくて自己防衛でやったと思うんですよ。今の状況見ても、WHOはそんなに世界を牛耳るほどの状況じゃなくて、戦争とか見てるようにあっちでどんばちこっちでどんばち、全然、WHOの事務局長も、

中国の息がかかった人がなってるとかテドロスさんですか、そういうことで、外務省とかほかの団体の資料を見るのに、これじゃとてもじゃないけど、そんな一つにまとまりそうもないよというような資料も私もインターネット上で見ていろいろ調べたんですけど、それについてどうですか。まとまりそうもないというのがいろいろ出てるんですけど。

○佐原委員長 山本議員。

○山本紹介議員 パンデミック条約のほうは3分の2なので、こちら恐らく否決されるであろうというのが大方の見方です。それを補完する形として、国際保健規則（IHR）が補完という形でありまして、そちらは3カ国の2分の1ということなので、こちらは非常に可決される可能性が高いということが懸念されています。

先ほど委員おっしゃられたことに関しましてですが、17ページの第12条の事務局長の権限の強化ということが書かれている以上、私もそういった解釈はしておりませんので、非常に危機感を持って考えております。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 WHOの報告ですから、WHOの都合のいいような内容の発言になると思うんですけど、実際は、今回のコロナ対応で日本の国とか日本人が示したように、政府は幾らやれと言っても、割合、中国と違って強制的に補償がないから、やらなきゃやらないで、別に捕まってどうこうされるわけじゃないもんですから、自由度というのは、日本の場合、今回出してきた資料でがんじがらめにされちゃうというのはないんじゃないかなと思うんですけど、どうですか、御自分のお考えだとして。

○佐原委員長 山本議員。

○山本紹介議員 法的拘束力を持ってと書かれている以上、今までのような状況では済まないための条約であり、規則の改正だと私は思っています。そして、確かに日本の場合は、この3年間のワクチンに関して努力義務でした。でもですね、努力義務でも、周りの同調圧力とか職場からの打たないんだったら辞めてほしいということによって、本当に嫌々打った方というのも多くいらっしゃることも事実です。

これは、先日、出席した講演会の中で医療関係者の方が話してらっしゃったんですが、今現在、予防接種健康被害救済制度の認定者、過去45年間の累計でワクチン健康被害認定者が3,522名です。そのうち亡くなった方が151名です。それに対して、今回のコロナワクチン接種による健康被害者認定というのは、たった3年弱で4,914名です。そのうち亡くなった人数というのは323名です。比較にならない被害者が出ている状況です。そして、私も参政党は、3年前からワクチンはメリットばかりではないので、デメリットもよく考えてくださいねということを発信し続けていました。その関係からだと思うんですが、別に特に呼びかけているわけではないんですが、全国にいる私たち、今地方議員141人いるんですが、その議員のところにはわらをもすがる思いでいろんな方が連絡をされてきます。その中で、かなり共通しているのが。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 すみません。そういうことを聞いているわけじゃなくて、私の質問に対する答え以上のことを言われているもんですから、結構です。私が言いたいのは、山本議員が出してきた資料、これがね、どこまでが、まだほかにもいろんな資料とか情報があって、これだけ一つを信じてこの請願を国に出すべきかどうかと思ったときに、まだまだ我々情報とかね、知識が足りないもんですから、もう少し煮詰めたり知識を吸収したり情報を集めないで、そういうレベルじゃないんじゃないかなと思ったもので、そういう質問をしたものですから。お答えは結構です。

○佐原委員長 結構だと言うのでいいですか。

では、ほかに質問。

二橋委員。

○二橋委員 いずれにしろ、WHOでの草案がとりあえず示された段階だと思いますけども、この草案についてどのようにお考えですか。今、草案的に示してきたでしょ。これをどのようにお考えなのかというのを最初に聞きたいん

ですよ。

○佐原委員長 山本議員。

○山本紹介議員 私たちの自由と権利がなくなる可能性があるという時点で危機感を感じております。お答えになりますか。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 要するに、まだこれからこの機を熟していくのを世界的にやろうという段階で、まだ議論も始まっていないのに開示してくれっていうところ自体が、まだまだ時期尚早じゃないかなと思うんですよ。今言うようなややもすると混乱させると、これ本当に世界の分断になっちゃうよね。一つの国であっても問題になっちゃう。公表するという話になるとね。ですから、今の時点で我々は、今、日本の中での動きとしては、そうした超党派のある議員たちがとりあえず考えてみようかねというのが今の現時点だと思うんですよ。ですから、私は、今言うとおりのこの請願について、あくまで予測でものを図るとするのは時期尚早かなと思います。

以上です。

○佐原委員長 ほかにはどうでしょうか。

相曾委員。

○相曾委員 請願項目の1は、分かりやすく説明してくださいというので意味は分かったんですけど、2の「その他一般国民から意見を聴取する手続を早期に開始すること」という手続というのは具体的に何を指すのかを説明いただけますか。

○佐原委員長 山本議員。

○山本紹介議員 パブリックコメント等を取ってほしいという意味です。

○佐原委員長 ほかに。

三上委員。

○三上委員 今、二橋委員から、まだ請願を出すのは早過ぎるんじゃないかという、質問じゃなくて意見が出たんですが、早過ぎるかどうかの問題でちょっと気になるのは、統一教会の問題も、元総理が殺されたということから新聞が一気に発表したんですけど、それまでは週刊誌は取り上げていても、一般紙は取り上げなかったんですね。今回も似たような状況で、インターネットでは調べれば分かるようにはなっているけれども、一般の新聞がほとんど報じてないんですね。権力と結託して報道規制を敷いているというふうに参加党としては推定しているのでしょうか。

○佐原委員長 山本議員。

○山本紹介議員 参政党としての意見ではなくて、私個人と先日出席しました講演会での医療関係者のお話という形でお答えさせていただきたいと思います。

ちょっと注意を受けてしまうかもしれませんが、ワクチンに関してもこれだけの被害者が出る場合、通常でしたらすぐにて使用中止になるはずが、この状況にきている。これは何らかの様々な圧力がかかっているに違いないとその方も申ししておりました。そして私自身はそう思っております。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 了解しました。

○佐原委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 ないようですので、これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

菅沼委員。

〔「発言する者あり」〕

○佐原委員長 別々でやります。1項目め。

○菅沼委員 討論は両方に当たると思いますが、よろしくお願いします。

○佐原委員長 これは採決は別々にして、1項目、2項目とやりますけど、討論どうぞ。

○菅沼委員 それではよろしくお願いします。

まず、そもそも草案等は修正を前提とするもので、各国政府は早晚策定に向け協議交渉の段階であり、その内容については明確ではありません。パンデミックを早期に終結するには国際的な協力が必要不可欠と思いますが、請願の要旨にある国家主権、基本的人権の侵害、国民生活の影響とは何をもって判断すれば良いのか、現状においては全く不明確で周知する状況にないと考えます。

また、今後、逐次情報開示されると思いますが、現時点において国際機関の問題に一地方公共団体の議会が請願を採択し、率先して国に意見書として提出することが適切であるのかどうか。その場合、住民の意思とすることだと思いますが、現状においては住民は何を求めているのか、その意思を確認し判断する状況にないと考えます。

したがって、以上のことから、現時点での本請願の採択には反対とさせていただきます。

以上です。

○佐原委員長 賛成討論の方いらっしゃいますか。

三上委員。

○三上委員 僕は、これ賛成です。

一つの理由は、10月10日に日本語訳もないという状況が2カ月ぐらい経っても変わっていないというのは、何か変だなという感じがまずすること。

それから、もう一つは、ワクチンに対する警告と被害の状況をいち早く世界に公表した国がスウェーデンなんです。ね、3年半も前の話ですが、スウェーデンのことを日本では近藤 誠さん、ついこの間お亡くなりになった方ですが、いち早く本に出したわけです。スウェーデンはちゃんと公表している。ほかの国はなぜ隠してんだという本がすぐ出ました。その本をすぐ読んでいた私は、スウェーデンがWHOの脱退を求めるデモが始まっているということは、スウェーデンとしては、国民にちゃんと知らせなきゃなんないなということで知らしたんですね。知らしたがるこういう構造になっている。しかし、そういうことが起きているのに外務省は当然知ってる。けど、日本語訳すら出さないというのは何か変ですね。これはどうも統一教会と同じように、マスコミが報道しないのは何か嫌だなという感じもするし、イギリスは15万名の署名が集まっているわけですね。これ僕知らなかった。今知ったんですけど。という状況を考えると、この請願は早過ぎることがない。時期尚早という感じがしませんので、賛成です。

○佐原委員長 ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより請願第1号、パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を国に求める請願を採決いたします。

まず第1項、現在WHO総会でされているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響などを分かりやすく国民に周知することを採択することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐原委員長 挙手2人です。少数ですね。ありがとうございます。

よって、第1項は、不採択と決しました。

次に第2項、議員、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続を早期に開始することを採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐原委員長 挙手1人。挙手少数であります。

よって、第2項は、不採択と決しました。

ただいまより、湖西市議会会議規則第138条第1項に基づき、請願の審査報告にて報告する意見案を作成するため、暫時休憩とします。二、三十分程度休憩といたしますので、紹介議員は退室して結構です。

では、休憩といたします。

午前10時51分 休憩

午前11時07分 再開

○佐原委員長 では、休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、お手元に配付してあります請願第1号への委員長報告案について、議会事務局から御報告申し上げます。

○事務局 それでは、請願第1号の請願審査報告書、委員会意見欄の案を朗読をさせていただきます。

採択すべきものとする意見。情報開示が不十分な現状に対して、今後の感染症対策において取り返しのつかない事態に陥らないのか危惧される。

続いて、不採択とすべきものとする意見。政府やマスコミからの情報が少ない中で、地方自治体の議会としては請願の採択までには至らないと判断。

以上でございます。

○佐原委員長 では、お諮りいたします。

三上委員。

○三上委員 採択すべき意見と言ったのは私なんです。その私の意見を2行に集約してくれたんですが、「今後の感染症対策において取り返しのつかない事態に陥らないのか危惧される」という後半の部分までは、そこまで言わなくてもいいなと感じた。情報開示が不十分な現状なので、請願にあるように分かりやすく早く、それだけでいい。

○佐原委員長 先ほど三上議委員がおっしゃられた、中には安倍総理が暗殺というか殺害されて、統一教会のことがマスコミ上、今までは週刊誌等ではあったけれども、国レベルの統一教会の問題に至ってなかったことが明るみに出て、今いろんな対策になっているというのを例示として出されていたもんですから、安倍さんのことを書くわけにはちょっとね不適切かと思いましたので、要は今パニック、感染症対策のことを議論しているわけなので、これに置き換えたということです。

三上委員。

○三上委員 要約するとそうなるとも言えるんだけど、僕は、取り返しのつかない事態に陥らないのか危惧されるまで強く言わなくてもいいかなという感想だけ。

○佐原委員長 では、どのように、賛成討論されたのは三上委員なので、現状は、情報開示が不十分のため早く国民に知らせるべきである。それだけでよろしいですか。

○三上委員 要するに、情報開示が不十分な現状なのでね。ここに書いてある請願項目どおり、早く分かりやすく国民に周知することは妥当だと思う。この第1項目の請願は妥当だと思うということです。早く分かりやすく知らせるとかね。早く分かりやすく知らせることは妥当だと思うので、賛成なんです。

早く分かりやすく国民に知らせろという意味で妥当な請願だと思う。

○佐原委員長 情報開示が不十分な現状であるため、早く分かりやすく国民に知らせるべきである。

○三上委員 そう。

○佐原委員長 では、これにいたします。

今申し上げたように訂正させていただきます。

ほかにはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、今訂正した報告案を取って、それ以外の方は異議なしということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 報告書の案を取って請願審査報告書といたします。

では、以上をもちまして、本委員会に付託されました請願の審査を終了いたします。

以上で、福祉教育委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

〔午前11時14分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 佐原 佳美